

令和5年7月24日

公演や催し物などで、文化の振興、生涯学習の推進、市民の知識や教養の向上及び児童の健全育成の向上に寄与すると認められ、かつ次の条件を満たすものに対し、後援名義の使用を許可するものです。

なお、名義後援は、その事業の趣旨に対し奨励の意を表すもので、当財団が経費・事務・人的負担をすることはありません。

#### 1 対象となる事業の要件

- (1) 文化の振興、生涯学習の推進、市民の知識や教養の向上及び児童の健全育成の向上に寄与すること。
- (2) 広く市民に公開されていること。
- (3) 特定の宗教（ただし、文化財保護法の規定に基づき、指定された文化財の所有者等として、その公開の事業を行う場合を除く）や政党に関係しないこと。
- (4) 展示販売会など商用目的でないこと。
- (5) 公序良俗に反しないこと。
- (6) 衛生、災害・事故防止について十分配慮されていること。

ただし、上記に関わらず、財団が後援を承諾することが適当でないと思えられるものに関しては後援を承諾しません。

#### 2 申請方法

財団事務局において、随時後援名義の使用申請を受け付けます。

- ① 後援名義使用申請書
- ② 開催要項もしくは事業企画書
- ③ 返信用封筒（長形3号。郵便番号・送り先を記入の上、84円分の切手を貼付したもの）

を財団事務局へ直接お持ちいただくか、郵送、もしくはメール添付にて提出してください。メールでの返信を希望される場合は③は不要です。

受付後、後援のための要件を満たしている場合は承認を決定し、申請者あてに後援承諾書を交付します。また、承認できなかった場合は別途ご連絡いたします。

#### 3 使用名義の表記

広報印刷物等には「一般財団法人米子市文化財団」か「(一財)米子市文化財団」、もしくは「米子市文化財団」と記載ください。

#### 4 申請・問い合わせ先

(一財)米子市文化財団 後援担当

〒683-0043 鳥取県米子市末広町293番地 米子市文化ホール内

TEL (0859) 35-6411 FAX (0859) 35-4175 ※火曜閉局

E-mail jimukyoku@yonagobunka.net

# 後援名義使用申請書

令和 年 月 日

(一財) 米子市文化財団 理事長 様

申請者

住所 〒 -

(団体名)

氏名

印

次の事業について貴団体の後援名義を得たいので申請します。

事業名称		
開催日程	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分	
会場		
主催		
共催		
事業の趣旨・目的		
入場料・参加料等	<input type="checkbox"/> あり (一般 円/ 円) <input type="checkbox"/> なし	
連絡責任者	氏名	電話番号
	住所 〒 -	
	E-mail	
添付書類	<input type="checkbox"/> 開催要項もしくは事業企画書 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 (長形3号   メールで返信希望の場合は不要です)	

受付印

--